

# 北海道ミーティング会則

## 第1章

### 第1条 名称

当クラブの名称を『北海道ミーティング』と称する。

### 第2条 目的

当クラブは、会員相互の親睦を深めるとともにモーターサイクルの歴史を知り、その保存に努め、それを若い世代に伝え、さらに二輪車とライダーの社会的地位を向上させることを目的とする。

### 第3条 運営

理事会の発議・議決をうけて事務局が統括し、会員総員により細部を担当し運営する。

## 第2章 役員

### 第4条 役員

当クラブは、会員1人1人が全員役員であるという自覚のもとに活動することを旨とする。ただし便宜上、理事・監査役・事務局長を選出し、それぞれの業務にあたらせる。

### 第5条 理事

各地域の会員の意見・要望を集約し、各地における広報活動に従事し、理事会に参加することができる会員。

### 第6条 監査役

年一回、クラブ会計の監査を行う者。

### 第7条 事務局長

事務局を統括し、クラブ組織の実務を担い、かつ会員の代弁者として部外との交渉にあたる会員。

### 第8条 役員の任期

理事および事務局長は3年、監査役は2年とする。

### 第9条 役員の選出

理事は、人格・品性ともに優れた者を自薦・他薦問わず会員の中から抽出し、全会員による信任投票により決定する。

### 第10条 役員資格の喪失

理事会において、不信任案が可決された役員は、その職を免ずる。

## 第3章 機関

### 第11条 総会

当クラブの存在意義の根幹をなすもので、毎年一回、8月の最終土曜日とそれに続く日曜日に実施するものとし、各種議決、役員の紹介、コンクールデレガンス、会員・車両の表彰等を行う。

### 第12条 理事会

年2回、もしくは更に必要な時、3人以上の役員により開催され、会則の立案・改訂、役員の不信任、会員の罷免、新規会員の審査を行う。

### 第13条 事務局

実務を分担出来る会員の有志により運営され、会計、記録、出版物の編集、総会・理事会の準備全般を事務局長の統括のもとに実施する。

また、事務局会議を招集、開催することができる。

### 第14条 事務局会議

事務局長を含む3人以上の事務局員によって開催され、理事会の議決事項以外の諸件について協議・決定を行う。

## 第4章 会員

### 第15条 会員

モーターサイクルを愛する16歳以上の者で、かつ年一回の総会を成功させようとする強い意志を持つ者。

未成年者にあつては、保護者の承認が得られ、かつ理事会が認めた者。総会における議決権を有する。

#### 第16条 入会資格

入会希望者は当クラブの主旨に賛同した者で、次の要件を満たすことによって、会員としての資格が得られる。

- (1) 会員2名の推薦があること。
- (2) 定められた様式の入会申込書を提出すること。
- (3) 理事会の承認を得ること。
- (4) 定められた年会費を事務局に提出すること。

#### 第17条 会員の募集

毎年8月10日までに、入会申込書を事務局に提出した者を理事会で審査し、承認された者を当該年の会員とする。8月10日以降に入会申込書を事務局に提出した場合は、会員と認められても当該年の総会には原則として参加できない。

#### 第18条 会員の期間

会員の期間は、8月22日から翌年8月21日までの1年間とする。

#### 第19条 会員資格の喪失

- (1) 次の者は、理事会の審議を経て退会処分とし、会員を罷免する。
  - (イ) 会員資格の要件を満たさない者。
  - (ロ) 当クラブの親睦を乱し、あるいは当クラブの名誉を毀損した者。
  - (ハ) 当クラブの活動を妨害した者。
  - (ニ) 会員としての品位を保てない者。
  - (ホ) 正当な理由無く、理事会もしくは事務局を誹謗した者。
- (2) 期日までに定められた年会費を納めず、事務局と連絡の取れない者は、自動的に会員資格を喪失する。
- (3) 会員資格を喪失した者については、年会費を返還しないものとする。

#### 第20条 会費

当クラブの会員で18歳以上の者は、年会費3000円をその年の8月10日までに事務に提出するものとする。

#### 第21条 解散

当クラブの解散は、理事会の決議に基づき、総会での全参加員の過半数の票決により決定する。

## 附則 施行規則

#### 第1条 総会の開催場所(会則第11条補足)

総会の開催場所は、富良野市山部西19線・山部自然公園『太陽の里』とする。

#### 第2条 入会の要領(会則第15、16、17条補足)

入会希望者は事務局に所定の入会申込書を請求し記載後、事務局に提出する。その後、理事会にて入会審査を行い、その結果を通知する。入会が許可された後に、入会希望者は会則20条に定める会費を事務局に提出する。

広告等により当クラブを知り、会員との面識が無い場合は理事会で判断を行う。

#### 第3条 年会費及び総会参加費(会則第20条補足)

会員区分の廃止(2006理事会決議)に伴い、満18歳以上(当該年12月31日現在)の全ての会員は一律、年会費3000円(含:総会参加費)を納めなくてはならない。

#### 第4条 変更事項の届け出

会員は住所、氏名等に変更があった場合、その旨を速やかに事務局に届け出なければならない。

#### 第5条 オブザーバー参加

- (1) 2006年の理事会決議（会員区分の廃止、簡素化）に伴い、オブザーバー参加は原則廃止とし、会員のみの総会参加とする。

#### 第6条 会員サービスの提供

本サービスは、会員・家族の親睦を目的とし、会員サービス協力先において、会員証の提示により、何らかのサービスを受けられるというものである。

本サービスの利用に際しては、品位を保ち、当クラブの名を汚す事の無いように努め、常識的な配慮を持って接する事とする。

提携先は、会報誌等で公表する。

#### 第7条 会員サービスの提供されない場合

- (1) 有効な会員証の提示の無い場合。
- (2) 該当商品の欠品、品切れ等により、提携先の都合の悪い場合。
- (3) マナー、常識的な配慮に欠け、周りに迷惑を掛けるおそれのある場合。